

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○平成29年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
公 告	
○都市計画公聴会の開催（都市計画課）	1
○都市計画の変更の図書の縦覧（ 〃 ）	2

告 示

高知県告示第498号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成29年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 男子（平成29年8月及び9月並びに平成30年3月及び4月採用予定）
- (1) 募集期間
随時（最終期限は、平成29年6月30日（金））
- (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成29年7月1日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 2 女子（平成30年3月及び4月採用予定）
- (1) 募集期間
随時（最終期限は、平成29年6月30日（金））
- (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験	平成29年7月1日	香南市香我美町上分3390

口述試験 適性検査 身体検査	(土)	高知駐屯地
----------------------	-----	-------

- 3 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に係る者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成29年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画区域マスタープラン
東部圏域都市計画区域マスタープラン
中央圏域都市計画区域マスタープラン
高幡圏域都市計画区域マスタープラン
幡多圏域都市計画区域マスタープラン
- 2 縦覧図書
高知広域都市計画区域マスタープランの変更（素案）
東部圏域都市計画区域マスタープランの変更（素案）
中央圏域都市計画区域マスタープランの変更（素案）
高幡圏域都市計画区域マスタープランの変更（素案）
幡多圏域都市計画区域マスタープランの変更（素案）
- 3 都市計画の案の縦覧場所
- (1) 高知広域都市計画区域マスタープラン
高知県土木部都市計画課並びに高知市役所、南国市役所、香美市役所及びいの町役場
- (2) 東部圏域都市計画区域マスタープラン
高知県土木部都市計画課並びに室戸市役所、安芸市役所及び東洋町役場
- (3) 中央圏域都市計画区域マスタープラン
高知県土木部都市計画課並びに土佐市役所、香南市役所、本山町役場、土佐町役場、佐川町役場及び越知町役場
- (4) 高幡圏域都市計画区域マスタープラン
高知県土木部都市計画課並びに須崎市役所、中土佐町役場

- 及び四万十町役場
- (5) 幡多圏域都市計画区域マスタープラン
高知県土木部都市計画課並びに宿毛市役所、土佐清水市役所、四万十市役所及び黒潮町役場
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成29年6月20日（火）から同年7月4日（火）まで
- 5 公聴会の開催日時
- (1) 高知市
平成29年7月14日（金）午後2時から午後4時まで
- (2) 室戸市
平成29年7月26日（水）午後2時から午後4時まで
- (3) 安芸市
平成29年7月26日（水）午後7時から午後9時まで
- (4) 南国市
平成29年7月18日（火）午後2時から午後4時まで
- (5) 土佐市
平成29年7月19日（水）午後2時から午後4時まで
- (6) 須崎市
平成29年7月19日（水）午後7時から午後9時まで
- (7) 宿毛市
平成29年7月21日（金）午後2時から午後4時まで
- (8) 土佐清水市
平成29年7月20日（木）午後2時から午後4時まで
- (9) 四万十市
平成29年7月20日（木）午後7時から午後9時まで
- (10) 香南市
平成29年7月26日（水）午後7時から午後9時まで
- (11) 香美市
平成29年7月19日（水）午後3時から午後5時まで
- (12) 東洋町
平成29年7月26日（水）午後2時から午後4時まで
- (13) 本山町
平成29年7月21日（金）午後7時から午後9時まで
- (14) 土佐町
平成29年7月21日（金）午後2時から午後4時まで
- (15) いの町
平成29年7月20日（木）午後2時から午後4時まで
- (16) 中土佐町
平成29年7月18日（火）午後7時から午後9時まで
- (17) 佐川町
平成29年7月20日（木）午後2時から午後4時まで
- (18) 越知町
平成29年7月19日（水）午後2時から午後4時まで
- (19) 四万十町
平成29年7月18日（火）午後2時から午後4時まで

<p>(20) 黒潮町 平成29年7月21日(金)午後7時から午後9時まで</p> <p>6 公聴会の開催場所</p> <p>(1) 高知市 高知市本町五丁目6番13号 高知市役所南別館5階会議室</p> <p>(2) 室戸市 室戸市浮津25番地1 室戸市役所2階第一会議室</p> <p>(3) 安芸市 安芸市矢ノ丸三丁目12番 安芸市民会館4号室・5号室</p> <p>(4) 南国市 南国市大堀甲2301番地 南国市役所4階大会議室</p> <p>(5) 土佐市 土佐市高岡町甲2017-1 土佐市役所3階大会議室</p> <p>(6) 須崎市 須崎市山手町1番7号 須崎市総合保健福祉センター2階会議室2</p> <p>(7) 宿毛市 宿毛市中央二丁目7番14号 宿毛市立宿毛文教センター2階</p> <p>(8) 土佐清水市 土佐清水市天神町11番15号 土佐清水市立中央公民館2階会議室</p> <p>(9) 四万十市 四万十市不破2058番地20 四万十市防災センター2階会議室</p> <p>(10) 香南市 香南市野市町西野534番地1 のいちふれあいセンター2階第1・2学習室</p> <p>(11) 香美市 香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号 香美市役所3階会議室</p> <p>(12) 東洋町 安芸郡東洋町生見758番地3 東洋町役場2階第4会議室</p> <p>(13) 本山町 長岡郡本山町本山569番地1 本山町プラチナセンター</p> <p>(14) 土佐町 土佐郡土佐町土居194 土佐町役場第1・2会議室</p> <p>(15) いの町 吾川郡いの町1400番地 すこやかセンター伊野1階大会議室</p> <p>(16) 中土佐町 高岡郡中土佐町久礼6584番地1 中土佐町民交流会館多目的ホール</p> <p>(17) 佐川町 高岡郡佐川町甲1650番地2 佐川町役場2階小会議室</p>	<p>(18) 越知町 高岡郡越知町越知甲1970 越知町役場3階大会議場</p> <p>(19) 四万十町 高岡郡四万十町琴平町16-17 四万十町役場本庁(西庁舎)3階西会議室3A</p> <p>(20) 黒潮町 幡多郡黒潮町入野2017番地1 黒潮町保健福祉センター2階健康研修室</p> <p>7 公述申出書の提出期限 平成29年7月4日</p> <p>~~~~~</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により安芸市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成29年6月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 都市計画の種類 安芸都市計画火葬場</p> <p>2 縦覧場所 高知県土木部都市計画課及び安芸市役所</p>	
--	--	--